

東京都医療的ケア児支援関係機関連絡会設置要綱

29 福祉施設第646号

平成29年6月5日

第1 目的

人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が、心身の状況に応じた適切な支援を受け地域において安心して生活を営むことができるよう、医療的ケア児の支援に関する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連絡調整、情報交換を図ることを目的とする。

第2 協議事項

医療的ケア児支援関係機関連絡会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 医療的ケア児の支援に係る関係機関相互の課題や情報の共有に関すること
- (2) 医療的ケア児の支援に係る連携の強化に関すること
- (3) 医療的ケア児の支援に係る方策に関すること
- (4) その他医療的ケア児の支援に必要な事項

第3 委員の構成

医療的ケア児支援関係機関連絡会は、保健、医療、障害福祉、保育、教育その他の関連分野の有識者及び関係機関職員のうちから、障害者施策推進部長が委嘱し任命する。

(1) 保健医療機関・団体の代表	6名以内
(2) 障害福祉関係機関・団体の代表	5名以内
(3) 保育・教育関係機関の代表	2名以内
(4) 行政機関の代表	5名以内
(5) 学識経験者	1名

第4 委員の任期

- 1 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年間とする。
- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 会長

- 1 医療的ケア児支援関係機関連絡会に会長を置く。
- 2 会長は委員の互選により選任する。
- 3 会長は、医療的ケア児支援関係機関連絡会の会務を総理する。

第6 招集等

- 1 医療的ケア児支援関係機関連絡会は会長が招集する。
- 2 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

第7 会議の公開

会議並びに会議録及び会議に関わる資料（以下「会議録等」という。）は、公開する。

第8 庶務

医療的ケア児支援関係機関連絡会の事務は、福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課において処理する。

第9 補則

この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営その他この要綱の施行に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。